

10年保存
令和19年3月31日満了

F N o . - 01010801

崎務（企）第24号

崎監（企）第11号

崎安（企）第12号

崎地（企）第14号

崎刑（企）第19号

崎交企（企）第6号

崎公（企）第10号

令和8年4月14日

各部長
各所屬長
殿

長崎県警察本部長

長崎県警察組織構造改革推進本部設置要綱の制定について（通達）

警察組織の構造改革に係る諸対策を推進し、警察組織の構造及び運用をより抜本的に見直すため、「長崎県警察組織検討委員会設置要綱の制定について（通達）」（令和7年3月14日付け崎務（企）第654号ほか）を本日付けて廃止し、新たに見出し要綱を別添のとおり制定したので、通達する。

担当	警務部警務課企画室企画係 (2630・2632)
----	-----------------------------

別添

長崎県警察組織構造改革推進本部設置要綱

第1 設置の目的

長崎県警察組織構造推進本部（以下「推進本部」という。）は、警察力最適化サイクル（体制を不断に点検して警察の執行力が最も効果的に発揮されるよう改善を図る継続的な取組をいう。）を推進するとともに、直面する各種の重要治安課題に的確に対処し、県民の期待と信頼に応える力強い警察組織を確立するため、警察本部に長崎県警察組織構造改革推進本部を置く。

第2 所掌事項

- 1 長崎県警察の組織の構造及び運用に関する事項
- 2 長崎県警察の運営方針に関する事項

第3 構成

- 1 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。
- 2 本部長、副本部長及び本部員の構成は、別表第1のとおりとする。

第4 運営

- 1 本部長は、推進本部を総括する。
- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、本部長の職務を代行する。

第5 会議

- 1 会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。
- 2 本部長は、必要に応じて本部員以外の者に推進本部への出席を求めることができる。

第6 幹事会

- 1 推進本部に、長崎県警察組織構造改革推進本部幹事会を置く。
- 2 幹事会は、推進本部の運営に関する事項並びに推進本部から指示を受けた事項に係る企画及び調査を行う。
- 3 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成する。
- 4 幹事長、副幹事長及び幹事の構成は、別表第2のとおりとする。
- 5 幹事長は、幹事会を総括する。
- 6 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、幹事長の職務を代行する。
- 7 幹事会の会議は、幹事長が必要に応じて招集し、幹事長が議長となる。
- 8 幹事長は、必要に応じて幹事以外の者に幹事会の会議への出席を求めることができる。

第7 専門部会

- 1 幹事長は、専門的な視点による調査、研究等を行わせる必要があると認めるときは、幹事会に、専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。
- 2 部会は、幹事長が指定する事項について必要な調査、研究等を行う。

- 3 部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって構成する。
- 4 部会長及び副部会長は、部会員の中から幹事長が指名する者をもって充てる。
- 5 部会員は、幹事長が指定する所属の職員とする。
なお、指定の際は、副幹事長が当該指定を受ける所属と協議するものとする。
- 6 部会長は、部会を総括する。
- 7 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときのほか、部会長の命を受けて、その職務を代行する。
- 8 部会長は、必要に応じて部会員以外の者に部会への出席を求めることができる。

第8 事務局

推進本部及び幹事会の事務局にあつては警務部警務課に、部会の事務局にあつては当該部会長が所属する所属に置く。

第9 雑則

この要綱に定めるもののほか、推進本部、幹事会及び部会の運営に関する必要な事項は、それぞれの部会長が定める。

別表第 1

推 進 本 部	
本部長 副本部長 本部員	本部長 警務部長 生活安全部長 地域部長 刑事部長 交通部長 警備部長 情報通信部長 首席監察官 首席参事官 警務課長 本部長が必要と認める者

別表第 2

幹 事 会	
幹事長 副幹事長 幹事	警務部長 警務課長 会計課長 装備施設課長 生活安全企画課長 サイバー犯罪対策課長 地域課長 刑事総務課長 交通企画課長 公安課長 通信庶務課長 警務課企画室長 警務課人材育成室長 幹事長が必要と認める者